

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月28日
【会社名】	神奈川中央交通株式会社
【英訳名】	Kanagawa Chuo Kotsu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 今 井 雅 之
【本店の所在の場所】	神奈川県平塚市八重咲町6番18号
【電話番号】	0463（22）8894
【事務連絡者氏名】	経営戦略部広報・IR担当課長 村 山 大 輔
【最寄りの連絡場所】	神奈川県平塚市八重咲町6番18号
【電話番号】	0463（22）8894
【事務連絡者氏名】	経営戦略部広報・IR担当課長 村 山 大 輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2025年4月1日(吸収合併の効力発生日)

(2) 当該事象の内容

当社は、2025年4月1日付で、当社の完全子会社であった神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより、両社から受け入れた純資産の額と当社が保有していた両社株式の帳簿価額との差額を、抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2026年3月期第1四半期の当社個別決算において、抱合せ株式消滅差益1,460百万円を特別利益に計上いたしました。

なお、当該抱合せ株式消滅差益は、連結決算において消去されるため、連結損益への影響はありません。